【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	中国財務局長
【提出日】	平成24年４月16日
【会社名】	株式会社石井表記
【英訳名】	ISHII HYOKI CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役会長兼社長　石井 峯夫
【本店の所在の場所】	広島県福山市神辺町旭丘５番地
【電話番号】	０８４（９６０）１２４７（代表）
【事務連絡者氏名】	経理部長　松井 忠則
【最寄りの連絡場所】	広島県福山市神辺町旭丘５番地
【電話番号】	０８４（９６０）１２４７（代表）
【事務連絡者氏名】	経理部長　松井 忠則
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町２番１号）

１【提出理由】

当社は平成24年３月29日付で、東京地方裁判所において訴訟の提起を受けましたので、金融商品取引法第24条の５第４項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第２項第６号の規定に基づき、臨時報告書を提出するものであります。

２【報告内容】

（１）当該訴訟の提起があった裁判所及び年月日

①訴訟の提起があった裁判所 東京地方裁判所

②訴訟の提起日　　平成24年３月29日（訴状到達日 平成24年４月10日）

（２）当該訴訟を提起した者の名称、所在地及び代表者の氏名

①名称　　日本ＧＥ株式会社

②所在地　　東京都港区赤坂五丁目２番20号

③代表者の氏名 安渕 聖司

（３）当該訴訟の原因及び提起されるに至った経緯

当社は、太陽電池ウェーハ事業において、当社子会社である石井表記ソーラー株式会社を外注先の一つとして生産活動を行っておりました。同社は当該事業用設備をリースによって調達し、当社が買取保証を行っておりましたが、同社の解散決議が買取保証契約の買取事由に該当するとして、当社に対し、当該事業用設備について買取を求める訴えがなされたものです。

また、一部の当該事業用設備につきましては、当社がリースによって調達し、石井表記ソーラー株式会社に転貸しておりましたが、当該リース契約につきましても期限の利益を喪失したものとして、規定損害金等の支払いを求める訴えがなされたものです。

（４）当該訴訟の内容及び請求金額

①訴訟の内容

主として、平成23年８月31日付で公表いたしました石井表記ソーラー株式会社の解散決議が、買取保証契約の買取事由に該当したとして、当社に対しリース資産の買取請求および支払遅延損害金請求を提起されたものであります。

②請求金額

610,857,857円

（注）上記金額については、平成24年１月期会計年度の業績へ特別損失として計上済みであります。

（５）今後の対応

当社は、平成24年１月期会計年度において債務超過となっており、今後の資金の安定化を図るため、既存の借入金債務およびリース債務について、債権者各位に対し返済条件の緩和を要請しており、主要な金融機関からは支援の方針を表明していただいております。

また、本件についても当社の主力銀行を交えて、今後の具体的な対応策や支援策について協議中であり、適切に対応を進めてまいります。

（６）業績への影響

本件による連結業績に与える影響は未定であります。なお、当社の業績に与える影響が明らかになった場合、速やかに適時開示を行ってまいります。

以 上